

答 申 書
(答 申 第 366 号)
令和 4 年 (2022 年) 11 月 22 日

1 審査会の結論

北海道収用委員会が、審査請求人が行った開示請求に対する開示等の決定に際し、「平成〇年〇月〇日付けの裁決申請書に添付されている実測平面図」を対象公文書として特定し、開示等の決定をしたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「平成〇年〇月〇日付裁決申請書に添付されている実測平面図を求めます。土地収用法第 37 条、第 36 条第 1 項の土地調書には、収用し又は使用しようとする土地について次に掲げる事項を記載し実測平面図を添付しなければならないと書いています。〇〇が求めるのは上記に書いてある実測平面図を求めます。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道収用委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「平成〇年〇月〇日付けの裁決申請書に添付されている実測平面図」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件公文書に記載されている情報の一部が、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する非開示情報に該当するとして、令和 4 年 3 月 24 日付け北収第 1315 号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件公文書が、請求人が本件開示請求により求めた文書ではなく、公文書の特定に不備があるとして、正当な「実測平面図」を開示することを求めていることから、以下、本件開示請求に対する開示等の決定に際し、実施機関が本件公文書を特定したこと（以下「本件特定」という。）の妥当性について、検討する。

(3) 本件特定の妥当性について

ア 請求人は、本件特定に不備があるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 実施機関から開示された図面は、請求人が求めた「実測平面図」ではなく、「用地実測図原図」という名称が記載された図面である。

(イ) 「用地実測図原図」という名称が記載された図面は、設計協議の結果、作成された「設計図」であって、「実測平面図」ではなく、「用地実測図原図」であると思われる。

イ 実施機関は、本件特定の妥当性について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件開示請求による「実測平面図」とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「収用法」という。）第 37 条第 1 項で定める土地調書に添付することとされている「実測平面図」と推察されることから、裁決申請書に添付されている土地調書の写しに含まれる図面を開示したものである。

(イ) 収用法第 37 条第 1 項に定める「実測平面図」とは、起業者によって実地で測量した成果を平面図で表したものとされており、本件処分が開示した「用地実測図原図」は、現に起業者が実地で測量をした成果を表した図面であり、同項の「実測平面図」の要件を十分具備したものであることから、収用法の規定による「実測平面図」と認めたものである。

(ウ) 本件開示請求により請求人が開示を求める「実測平面図」について、請求人が主張する「実測平面図」という名称が記載された図面を開示するというのであれば、本件開示請求に対しては、請求に係る公文書は不存在である旨の通知を行うことになる。

(4) 以下、本件特定の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

ア 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第7条第1項の規定に基づき、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、特定会社の測量士が特定の地区を測量した「用地実測図原図」という名称が記載された図面1枚及び特定の土地家屋調査士が特定の土地を調査し、作製した「土地所在図、地積測量図」5枚の計6枚の図面であると認められる。

イ 収用法第39条第1項は、起業者は、事業の認定の告示があった日から1年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる」と規定しており、同法第40条第1項は、起業者は、収用委員会の裁決を申請しようとするときは、裁決申請書に、事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面、市町村別に、収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目及び面積等が掲げられた事項が記載された書類並びに収用法第36条第1項の土地調書又はその写しを添付して収用委員会に提出しなければならないと規定している。

ウ 当審査会において、本件特定の妥当性を検討するに当たり、実施機関に「平成○年○月○日付け裁決申請書」（以下「本件裁決申請書」という。）の原本を提示させ、その内容を確認したところ、本件裁決申請書には、その添付書類として、「1. 事業計画書」、「2. 起業地の位置を表示する図面（縮尺1/25,000）」、「3. 起業地及び事業計画を表示する図面（縮尺1/1,000）」、「4. 土地収用法第40条第1項第2号の規定による書類」、「5. 土地収用法第36条の規定による土地調書の写し」、「6. 土地収用法施行規則第17条第3号の規定による積算の基礎を明らかにする資料」及び「7. 土地収用法施行規則第17条第2号イの規定による証明書」の計7つの文書が添付されていることが認められた。

このうち、「5. 土地収用法第36条の規定による土地調書の写し」には、収用法第37条の規定により、収用し、又は使用しようとする土地について、土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所や、収用し、又は使用しようとする土地の面積等を記載した「実測平面図」を添付しなければならないとされている。

そこで、本件裁決申請書の「5. 土地収用法第36条の規定による土地調書の写し」に添付されている「実測平面図」を確認したところ、本件公文書と同一の6枚の図面が添付されていることが認められ、それ以外の図面は添付されていなかった。

エ 本件開示請求により開示された「用地実測図原図」は、その名称が「実測平面図」となっていないことから、正当な「実測平面図」ではないと請求人が主張していることについて、実施機関に実務上の取扱いについて確認したところ、起業者が裁決申請書に添付する「実測平面図」の名称は、起業者により、様々な名称が記載された図面が添付されており、仮に「実測平面図」と記載された図面の名称ではなかったとしても、起業者が実地で測量したと認められる図面が添付されていれば、その図面を同法第37条に規定する土地調書に添付しなければならない「実測平面図」とみなして、裁決申請書を受理しているとのことであった。

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、「用地実測図原図」1枚及び「土地所在図、地積測量図」5枚の計6枚の図面を「実測平面図」とみなして、これを本件公文書として特定したという説明に、特段不自然、不合理な点はなく、また、本件公文書のほかに、本件開示請求に対応する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対して、本件公文書を特定し、開示等の決定をしたことは、妥当であると判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件における条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することができない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|--------------------------|--|
| 令和4年8月2日 | ○ 諮問書の受理（諮問番号 678） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出 |
| 令和4年8月3日 | ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託 |
| 令和4年9月7日 （第二部会） | ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議 |
| 令和4年10月27日 （第二部会） | ○ 答申案骨子審議 |
| 令和4年11月15日 （第113回全体会） | ○ 答申案審議 |
| 令和4年11月22日 | ○ 答申 |